

建設工事総合評価一般競争入札試行実施要領の改正について

平成 30 年 8 月 1 日

登米市総務部総務課

平成 20 年度から試行的に実施してきた総合評価一般競争入札について、次のとおり制度の改正を行いましたのでお知らせします。

1 低入札価格調査制度の導入

総合評価方式を適用する工事の低入札対策として、最低制限価格を設定していましたが、低入札価格調査制度を導入し調査基準価格の設定に変更しました。

最も総合評価点の高い者の応札額が調査基準価格を下回った場合は、低入札価格調査を行ったうえで落札者としての可否を判断することになりました。

2 価格評価点の算出方法の変更

- ① 最低価格及び入札価格が調査基準価格を超える応札額の場合は、現行のとおり算出します。

$$\text{価格評価点 (80点)} = \text{最低価格} / \text{入札価格}$$

- ② 最低価格及び入札価格が調査基準価格以下の応札額の場合は、最低価格及び入札価格を調査基準価格とし、80点を超えないものとします。

$$\text{価格評価点 (80点)} = \underline{\text{最低価格}} / \underline{\text{入札価格}}$$

※下線部分は調査基準価格に読み替える。

失格基準価格未満の場合は、失格となる。

3 価格以外の評価点の設定の変更

地域性についての評価項目が増え、労働者の新規雇用の状況及び県・市の継続的なボランティアの状況が評価項目に加わり、その他評価項目全体の見直しを行いました。価格以外の評価点の満点は **20点** です。

4 落札者決定基準の変更

上記の内容を踏まえ、落札者の決定方法について明記し、落札者決定基準全体の見直しを行いました。

5 適用時期

平成 30 年 8 月 1 日以降に公告を行う入札から実施

【添付データ】

○登米市総合評価一般競争入札試行実施要領

○落札者決定基準（価格以外の評価項目及び評価点）

問い合わせ先：総務部総務課契約係 TEL0220-22-2091 FAX0220-22-3328